

日本労働年鑑 1951年版(第23集)

The Labour Year Book of Japan 1951

第二部 労働運動

第一編 労働争議

第二章 主要な争議

第五節 日本タイプ争議

終戦後の労働争議に於いて生産管理という特殊な形態が屢々採用されたことは周知の通りである。この新形態の争議手段の合法性、非合法性については激しい論議が交された。ところでこの論議が未解決のうちに経営者側は、生産管理中の工場建物、機械その他、製品、原料等に対し、民事訴訟法第七百五十五条及び同第七百六十条による仮処分の執行を裁判所に申請するという争議手段をとるにいたつた。生産管理に対する仮処分の判決の例は既に四六年一月オリエンタル写真工業の例がある。

四八年に入つてこの生産管理に対する仮処分はようやくけわしい様相を呈して来た。その特徴は仮処分の執行に当つて多数の警官隊が動員され、これに対抗して組合側も工場に応援の友誼団体員とともに立て籠り、しばしば両者の間に衝突が起り、多数の検束者を出すにいたつたことである。いまそれらの事件のうち顕著なものをあげれば、四八年三月一三日、全日本化学労働組合究科工業分会(山梨県)は生産管理中、仮処分が執行されようとしたが組合側は実力をもつて阻止しようと多数の検束者を出した。同四月一日、全日本機器労組東京衡器分会は生産管理中、仮処分を執行されようとしたが他組合員の応援によつて仮処分の公示を拒否した。此の際、品川警察署は事態の紛糾を恐れ執行吏の応援依頼を断つている。この仮処分判決は債権者(会社側)の営業指揮権を認めている点で注目される。四月七日、罷業中の日本映画演劇労働組合東横メトロ分会に対し数百名の警官隊によつて同分会員及び友誼団体員七六名全員を不法侵入、業務妨害の理由で検束した。なお東横分会各劇場に対する仮処分が同月一二日決定されている。四月二日及び二日全日本機器労組日本タイプ各分会に対する仮処分(後述)が行われた。五月三日、生管中の全日本機器労組理研小千谷分会(新潟)は仮処分を受け、さらに二三日約八〇名の警官隊と衝突し、業務妨害の理由で六八名の組合員、友誼団体員が検束された。

以上の如き生産管理の仮処分と、その際の警官隊の干渉の代表的事例は日本タイプ事件である。

日本タイプライター株式会社の労働組合は全日本機器労組日本タイプライター分会(九支部約一、〇〇〇名)であり前年来賃上げ、企業整備をめくり係争中で組合側は四七年一月から生産管理を続行してきた。その経過は大要左の如くである。四七年九月組合側は(1)賃金値上平均手取三、六〇〇円、(2)飢餓突破資金本人二、五〇〇円、家族一人五〇〇円を要求していたが、これに対する回答は(1)に対し税込二、三〇〇円であり、両者対立中、会社は九月二日工場閉鎖を通告、このため組合側の足並も乱れ、人員整理を認めても生産を続けようという空気がでて来た。かくて組合側は再建案を申し入れ交渉の結果一月一七日左の覚書を取交した。

覚書

- 一、再建計画は経営協議会で協議する。
- 二、従業員は原則として幡ヶ谷支部は五割、他支部は六割とする。
- 三、整理の対象は全従業員とする。

- 四、退職者には一〇月分給料、解雇手当、退職金を含め一人平均一万円を支給する。
- 五、再建者の給与は税込平均三、六〇〇円とし一ヶ月分給料より実施する。
- 六、給与体系は経営協議会で更新する。

以上の覚書が公表され人員整理が進行し始めるや、組合側は同覚書は組合の議決機関である大会を通過していないという理由でその無効を主張して一〇月二八日都労委に提訴し、併せて会社側が工場閉鎖をもって威嚇しつつ人員整理を組合側委員に認めさせたと攻撃した。一〇月末から一二月始めにかけて各支部大会は右覚書を否認し、争議に入った。会社側は給料支払停止を宣言し、組合側は一二月四日から生産管理に突入した。

その後、会社側は幡ヶ谷工場一九八名、三田工場四七名（以上は争議団全員）の解雇を一二月七日宣告した。一二月一九日、争議に反対した組合員約一五〇名が集り日本タイプライター労組を結成し、1、一〇月一七日の覚書の確認、2、全日本機器の脱退、3、本組合は日本タイプの正当なる組合である等を決議した。これらの者は出勤しても仕事はせず分会側から会社との財政上の関係や、その中に他の会社に勤務しているものが含まれている点などについて攻撃をうけている。この再建派一三〇名は翌四八年一月一〇日朝、生管中の幡ヶ谷工場に進入したが機器東京支部、都労委の勧告を受け同日夕刻退場した。さらに会社側は下請工場（大阪天の川製作所）の外注代金未払債権の差押えを幡ヶ谷工場に対して行わせようとし執行吏と組合との間に一旦は差押えないことの諒解がついたが一二月四日にはこれを破つて警官立会のもとに差押えが行われた。もつともこの差押えは組合側の異議申立てが通つて東京地方裁判所は組合の占有権を認め差押えは解除された。だが翌年三月一日、突如日本タイプ前橋支部に対し仮処分が執行され、工場引き渡しと争議団の工場立入禁止が規定された。

右の悪条件にも拘わらず組合側は依然生産管理を続行した。三月一〇日、会社側は東京地裁に幡ヶ谷、三田、調布三工場の仮処分を申請し四月一九日次の如き決定があつた。

主文

- 一、別紙目録の各建物に対する債務者等（註組合のこと）の占有を解いて、債権者の委任する東京地方裁判所執行吏にその保管を命ずる。
- 二、執行吏は、債権者の申出により右建物を債権者に使用させなければならない。
- 三、執行吏は、債務者団体員が右（建物作業所、資材製品置場を除く）に立ち入ることを許さなければならないが、債務者団体員は債権者が、右建物に於て業務を行う場合、これを妨害してはならない。
- 四、執行吏は、債権者の業務を妨害する債務者団体員に対しては右建物より退去を命じ、かつ右建物への立入を禁ずることができるし、その他、各項の趣旨の実効をあげるため、適当な措置をとることができる。

昭和二三年四月一九日

東京地方裁判所民事第拾四部
裁判長 判事 新村義廣
判事 守尾美孝
判事補 緒方節郎

以上の決定に基づいて四月二一日、二二日、二七日にわたり、それぞれ幡ヶ谷、三田、調布の各工場の仮処分が行われた。以下にその状況を簡単にのべる。

幡ヶ谷工場二一日午後、執行吏、弁護士等は代々木警察署長以下約二〇〇名の警官隊とともに工場に来て仮処分を執行しようとしたが、組合側は都労働委員の斡旋を期待して警官による執行を拒否したために、一八名の検束者を出した。なお此の際二名の都労委委員もあやまつて検束されたといわれる。

三田工場 二一日午前二時執行吏と警官隊が来たが友誼団体の応援がはげしく一旦引きとつた。翌二二日午前一時執行吏と三田署警官五〇名が来り、仮処分執行を拒否して組合側が工場内にたてこもるとハシゴによつて門内に進入した。此のとき急報によつて付近の池貝三田工場、日

電三田工場等の労働者約四〇〇名がかけつけ、このため警官隊は一旦引上げた。午後四時、再び警官隊約四〇〇名が来り裏門を破壊して進入、スクラムを組んでいる組合員を、六尺棒、鉄棒を利用して一人ずつきりはなし、組合員友誼団体員二六〇名の多数を検束した。

調布工場 二七日行われた調布工場の仮処分は摩擦をさけて無事に執行され犠牲者はでなかった。

三田工場の仮処分の状況は、各方面に大きな反響をよび起し、日本タイプ応援にかけつけた機器東京支部、電工東京支部、神奈川支部、全逋東京地区、東急渋谷、東交目黒、東交広尾、東京軽合金、大和印刷、日映演、沖電芝浦、日電、池貝その他の組合員は、当日夜、日電三田工場内に不当弾圧共同防衛委員会を設け防衛委員会組織の先駆となつた。さらに全国各地に抗議ストが展開された。

なお検束された二六〇余名は前記各組合員を含んでおり、うち五四名は起訴され、六月九日仮釈放された。東京地裁では相島定一裁判長係りで審理の結果四九年一月二九日次の判決があつた。

△公務執行妨害傷害罪 懲役八ヵ月 小泉忠司(24)(前日本タイプ労組中央委員)同平野猶治(41)(三田支部長)同小林猛(32)(三田支部闘争委員長)

△同懲役六ヵ月 吉田秀之(26)(三田支部副闘争委員長)同新藤喜代治(26)

△建造物侵入、差押え表示損壊罪 懲役二ヵ月、今井正作(32)(幡ヶ谷支部長)懲役三ヵ月、魚谷純一

△無罪 高橋薫雄 渡辺政市

以上九被告を除く四五被告は懲役四ヵ月(執行猶予一年)

以上の判決に対し渡辺氏ら六氏を除き即時控訴している。

日本労働年鑑 第23集／1951年版

発行 1951年1月1日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年2月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1951年版(第23集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
